

鳥取県告示第638号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年12月26日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年11月2日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成22年10月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アプローズ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

護田 裕子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地域にあって様々な生きにくさを抱えている方を対象に、相談や生活支援をはじめ体験・交流の場を提供し、人と人または資源と資源の間を円滑に「繋ぐ」役割を担い、誰もが認め合い助け合いながら安心して健やかに暮らせる地域作りに寄与することを目的とする。